

| | | | | | | |
|--------|----------------|-----|--------------|-----------|------------|-----|
| 陳 情 | 受 理 番 号 | 107 | 受 理 年 月 日 | 令和5年3月17日 | 付 託 委員会 | 総 務 |
| 件 名 | 公契約条例の改定を求める陳情 | | | | | |

公契約条例の改定を求める陳情

【陳情事項】

那覇市において、下記の事項における賃金の下限額を定め実効性のある公契約条例に改定していただくこと。

- 1、現在、理念型となっている公契約条例を、実効型へと改定していただくこと。
- 2、公共工事だけでなく、業務委託、指定管理者を含むすべての公契約を対象としていただくこと。
- 3、労働者は労働基準法上の労働者に限定することなく、道具持ち労働者（いわゆる一人親方）についても、実態に即して対象としていただくこと。
- 4、公共工事における賃金水準は、少なくとも公共工事設計労務単価の8割以上に設定していただくこと。
- 5、賃金決定に関しては、労働者代表を含む委員会方式としていただくこと。

【陳情の趣旨】

公共事業・公共サービスは、住民生活を支えるために不可欠なものです。しかし、それを現場で支える労働者の間に格差と貧困が広がっています。私たち沖縄県労働組合総連合（県労連）は、「税金でまかなう事業からワーキングプアをなくし、労働者が“8時間働いて普通に暮らせる賃金”の実現」、「職務・専門性・職責に見合った適正賃金を保障すること」、「入札による雇い止めをなくし、安定雇用で経験・熟練を活かせるようにすること」をめざして、公契約適正化の運動に取り組んでいます。

2010年の千葉県野田市を皮切りに、全国で公契約条例を制定する自治体が増加し、那覇市でも理念型条例として制定されました。理念型条例では実際に労働者に支払われる賃金は使用者任せになります。

そもそも、公共工事における設計労務単価は、事業者の賃金台帳を転記する調査方法による金額に、担い手確保の政策的意図をもって定められており、本来現場で働く労働者に支払

われるべき金額です。そのため、国土交通省は赤文字で注意書きを記し、資料を添付して「労働者本人が受け取るべき賃金＝設計労務単価」であることを明示しています。しかしながら、実際に現場で働く労働者には、設計労務単価どおりには支払われず、6割前後の賃金にとどまっています。

公契約条例は、事業者の適正な利益の保障、労働者の賃金引き上げにより、住民に良質な公共サービスを提供することを目的とするもので、自治体の負担が増加するものでもありません。逆に住民の所得を向上させることにより、地域経済の発展につながる効果を及ぼすものです。

県労連は、那覇市におかれましては実効性のある公契約条例にするために、理念型から実効型へ改定していただくよう陳情するものです。

以上